

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【四半期会計期間】 第37期第3四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平林 実

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長澤 成博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長澤 成博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第36期 第3四半期 累計期間	第37期 第3四半期 累計期間	第36期
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日
売上高	(百万円)	19,279	19,643	25,884
経常利益	(百万円)	1,705	341	1,834
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(百万円)	742	150	801
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	2,390	2,390	2,390
発行済株式総数	(株)	143,870	143,870	143,870
純資産額	(百万円)	15,041	14,721	15,100
総資産額	(百万円)	20,131	18,967	20,055
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	5,157.44	1,044.59	5,572.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	800	800	1,600
自己資本比率	(%)	74.7	77.6	75.3

回次		第36期 第3四半期 会計期間	第37期 第3四半期 会計期間
会計期間		自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	1,197.42	1,190.39

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）におけるわが国経済は、政権交代による、デフレ脱却に係る金融政策への期待から、株価上昇が進むなど明るい兆しが見えるものの、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界を取り巻く経営環境におきましては、外食の節約意識は根強く残っていることに加え、コンビニエンス・ストアに代表される中食市場への進出・拡大による競争激化など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、「居酒屋業態の質的変革」と「東京チカラめしの量的拡大」に向け、「“居酒屋業態の深化” × “東京チカラめしの進化”」を基本政策として掲げ、「お客様・社会の変化を上回るスピードでの変革」のスローガンのもと、全社一丸となり、以下の施策に取り組んでまいりました。

[居酒屋業態]

居酒屋業態におきましては、「お客様のファン化」に焦点を当て、多くの競合店舗がしのぎを削る中で、お客様に繰り返し、当社の店舗を選んでいただくために、居酒屋の原点、原理・原則を今一度見つめ直し、以下の3つの施策に取り組んでまいりました。

1) メニューラインの強化

居酒屋全業態のおすすめメニューを、価格にフォーカスしたもものから、高付加価値のメニューラインナップに変更し、“この価格でこの商品”から“この商品でこの価格”へと、価値を起点としたメニュー開発に取り組んでまいりました。また、女性フードプランナーを起用して女子会メニューを刷新し、女性のお客様に訴求するメニュー導入・充実に努めてまいりました。

2) QSC（品質・サービス・クレンリネス）の強化

店舗のQSC向上を目的に、前期から引き続き社内ストアコンパリゾン制度（社員がお客様目線で店舗のQSC状況をチェックし、即時、その場で、即改善していくこと、また、改善・成功事例を全店・全組織で共有する仕組み）を継続実施するとともに、店舗の商品品質をチェックする管理体制の強化に取り組んでまいりました。

3) 店舗網の再編

既存店舗のスクラップに着手し、出店エリアごとに今後の市場成長性、投資効率、既存の業態と市場の

適合性など複数の視点から検討を行い、14店舗の撤退を決定しました。

[東京チカラめし]

東京チカラめしにおきましては、「スケールメリット」を生み出すことと、「ブランド浸透」を目的とし、下記の通り、引き続き、「積極的な新規出店」と、「多様な出店立地への挑戦」による「早期店舗ドミナント化の実現」に取り組むとともに、創造と提案によるお客様の来店頻度向上を目的にメニューの多様化に注力してまいりました。

1) 多様な立地・形態で出店

当期は引き続き積極的な新規出店を行い、53店舗の新規出店をいたしました。ロードサイド立地への出店を加速するとともに、従前の首都圏・関東圏のみならず、関西圏など、新たな地域に多様な店舗形態で出店してまいりました。

一方、当業態立ちあげ当初のテスト店舗や店舗集約を目的に、既存店舗のスクラップにも取り組み、16店舗を閉店いたしました。

2) お客様の選択肢を広げるメニューの多様化

お客様へ常に目新しさを提供するため、毎月の新商品として、「復刻版 生姜醤油焼き牛丼」、「てりまヨ焼き牛丼」、「エビフライ定食」を投入し、また、3月には一部店舗でギョーザ、チャーハン、さらに、新規オープン店舗で「焼き牛丼」の他に、煮牛丼の「チカラ牛丼」を開始するなど、メニューの多様化に取り組んでまいりました。

牛肉や米の価格高騰もあり、収益計画は当初見込みを下回りました。今後は、2013年2月に施行された米国産牛肉の月齢規制緩和などの追い風も加わることから、よりスケールメリットを活かした仕入・購買によって収益性を向上させていくことが出来るものと考えております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、東京チカラめしの店舗拡大により売上高は、順調に推移したことにより、売上高は196億43百万円（前年同期比1.9%増）となりました。しかし、営業利益につきましては、居酒屋業態の売上高の低迷、東京チカラめしの主要食材である牛肉・米の調達価格の高騰、及び積極出店による経費先行となり、1億76百万円（同89.1%減）となりました。

経常利益は、投資有価証券評価益の計上により3億41百万円（同80.0%減）となりましたが、居酒屋業態の店舗網再編に向けて減損損失を計上したことにより、四半期純損失は1億50百万円（前年同期は四半期純利益7億42百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における流動資産は、36億72百万円となり、前事業年度末に比べ3億15百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は152億94百万円となり、前事業年度末に比べ7億73百万円減少いたしました。これは主に、閉店に伴う固定資産除却損の計上及び減損損失の計上によるものであります。この結果、総資産は189億67百万円となり、前事業年度末に比べ10億88百万円減少いたしました。

当第3四半期会計期間末における流動負債は、27億12百万円となり、前事業年度末に比べ6億9百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等及び設備関係未払金の減少によるものであります。固定負債は15億32百万円となり、前事業年度末に比べ1億円減少いたしました。これは主に、リース債務の減少によるものであります。この結果、負債の部は42億45百万円となり、前事業年度末に比べ7億9百万円減少いたしました。

当第3四半期会計期間末における純資産の部は、利益剰余金の減少等により147億21百万円となり、前事

業年度末に比べ3億79百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	430,720
計	430,720

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	143,870	143,870	東京証券取引所市場 第二部	(注)
計	143,870	143,870		

(注) 権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		143,870		2,390		2,438

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 143,870	143,870	
単元未満株式			
発行済株式総数	143,870		
総株主の議決権		143,870	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株(議決権の数58個)が含まれております。

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日(平成24年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における執行役員の異動は次のとおりであります。

(新任執行役員)

役名	職名	氏名	新任年月日
常務取締役執行役員	経営管理本部長	長澤 成博	平成25年2月8日
執行役員	東京チカラめし事業部長	中里 友彦	平成25年4月1日
執行役員	居酒屋・日常食事業部長	中村 弘樹	平成25年4月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年7月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.2%
売上高基準	0.4%
利益基準	12.0%
利益剰余金基準	1.3%

利益基準は一時的な要因により高くなっております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,796	2,044
受取手形及び売掛金	259	311
原材料	41	46
前払費用	516	480
繰延税金資産	114	114
その他	258	675
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	3,987	3,672
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,901	6,980
減価償却累計額	2,369	3,053
建物(純額)	4,532	3,926
工具、器具及び備品	1,778	2,084
減価償却累計額	907	1,217
工具、器具及び備品(純額)	871	866
土地	942	942
リース資産	823	805
減価償却累計額	544	691
リース資産(純額)	279	114
建設仮勘定	20	16
有形固定資産合計	6,646	5,866
無形固定資産	110	83
投資その他の資産		
投資有価証券	1,193	1,336
関係会社株式	253	253
差入保証金	6,749	6,632
長期預金	220	220
繰延税金資産	327	327
投資不動産(純額)	294	293
その他	275	286
貸倒引当金	2	5
投資その他の資産合計	9,310	9,344
固定資産合計	16,068	15,294
資産合計	20,055	18,967

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,115	1,227
リース債務	225	129
未払金	355	331
未払費用	707	702
未払法人税等	310	-
未払消費税等	35	76
前受収益	191	48
役員賞与引当金	72	-
設備関係未払金	254	40
その他	54	156
流動負債合計	3,322	2,712
固定負債		
リース債務	84	12
退職給付引当金	134	123
役員退職慰労引当金	530	548
長期預り保証金	284	279
資産除去債務	598	569
固定負債合計	1,632	1,532
負債合計	4,955	4,245
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,390	2,390
資本剰余金	2,438	2,438
利益剰余金	10,273	9,892
株主資本合計	15,102	14,722
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
純資産合計	15,100	14,721
負債純資産合計	20,055	18,967

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
売上高	19,279	19,643
売上原価	4,993	5,468
売上総利益	14,285	14,174
販売費及び一般管理費	12,657	13,998
営業利益	1,627	176
営業外収益		
受取利息	1	0
受取賃貸料	17	17
投資有価証券評価益	70	141
貸倒引当金戻入額	1	-
雑収入	14	30
営業外収益合計	104	190
営業外費用		
支払利息	13	3
貸倒引当金繰入額	-	2
賃貸費用	8	7
雑損失	5	12
営業外費用合計	26	25
経常利益	1,705	341
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	35	-
受取和解金	39	0
その他	1	-
特別利益合計	77	0
特別損失		
固定資産除却損	134	165
店舗閉鎖損失	13	19
減損損失	123	300
その他	10	58
特別損失合計	281	543
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	1,500	201
法人税等	758	51
四半期純利益又は四半期純損失()	742	150

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成24年6月30日)及び

当第3四半期会計期間(平成25年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)及び

当第3四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
減価償却費	1,268百万円	1,353百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月27日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成23年6月30日	平成23年9月28日	利益剰余金
平成24年2月9日 取締役会	普通株式	115	800	平成23年12月31日	平成24年3月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成24年6月30日	平成24年9月26日	利益剰余金
平成25年2月8日 取締役会	普通株式	115	800	平成24年12月31日	平成25年3月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)及び

当第3四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	5,157円44銭	1,044円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	742	150
普通株式に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	742	150
普通株式の期中平均株式数(株)	143,870	143,870

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年2月8日開催の取締役会において、第37期(自平成24年7月1日至平成25年6月30日)中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	115百万円
1株当たりの配当金額	800円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年3月12日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月10日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。